

答 申 書
(答 申 第 228 号)
平成 29 年 1 月 16 日

1 審査会の結論

北海道公安委員会が放置違反確認機関の機関名一覧等の公文書を不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、

「① 北海道公安委員会に法人登録した道内の「放置車両確認機関」の機関名一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

② 北海道公安委員会が交付した「駐車監視員資格者証」の交付件数（平成 28 年 4 月 1 日現在数及び平成 23 年度～27 年度の各年度分）」

に係る公文書（以下「本件公文書」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関では公文書は作成しておらず、現に管理していないことを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号）第 17 条の規定に基づき、公文書不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分の撤回を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関では警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 38 条の規定により北海道警察を管理し、また、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）は同法第 47 条の規定により実施機関を補佐している。

「補佐」とは、実施機関の事務処理を助けることをいい、法律等の規定に基づき実施機関の権限に属された事務処理を警察本部が行っており、文書の作成、取得及び管理等を行っている。

本件開示請求に係る事務のうち、放置車両確認機関の登録は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 の規定により、駐車監視員資格者証の交付は、同法第 51 条の 13 の規定により実施機関が行うこととされている。

しかし、その事務処理については、「北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程（平成 10 年北海道公安委員会規程第 2 号）」に基づき、警察本部長が行っており、当該事務に関して作成し、又は取得した文書については警察本部長が管理しているものであると主張する。

イ 一方、審査請求人は、警察本部長はあくまでも代行者にすぎず、本質的な権限は公安委員会が有するものであり、「補佐」するに過ぎない警察本部長が開示請求の対象となることはあり得ず、権限者である公安委員会が本件開示請求の対象文書を作成・取得していないのは誤りであると主張する。

ウ 当審査会としては、本件開示請求に係る公文書については、警察本部長が管理しているものであって、実施機関では作成・取得しておらず、管理していないとする説明は、各関係法規に基づき事務処理されているものであり、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、公安委員会に対する警察本部長の「補佐」とは、文書の作成、取得及び管理のほか、実質的な意思決定も含んでおり、警察本部長が文書管理することは不自然ではないと認められる。

したがって、実施機関が本件公文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年9月8日	○ 諮問書の受理（諮問番号532） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し）の提出
平成28年9月20日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成28年11月11日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年12月12日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年1月10日 （第87回全体会）	○ 答申案審議
平成29年1月16日	○ 答申